



株式会社 ストーンワークス と立地協定を締結

大崎町野方2269番地

TEL78-3149

七月三十日、鹿児島県庁において、県商工観光労働部長の立会いのもと、本町野方福岡集落の『㈱ストーンワークス（上中誠社長）』と大崎町が新工場建設に伴う立地協定を結びました。

㈱ストーンワークスは、鹿児島県工業技術センターと共同で、シラスにセメントを混ぜ圧縮する方法を開発し、『水を多く含む』『粒子の形が不ぞろい』『比重が小さい』などのシラスの欠点を利点に変え、この技術を活かした基盤材を製造することに成功しました。

現在は、シラスの透水性などを生かし、舗道ブロックや畜舎床材、屋上庭園用基盤材などのコンクリート二次製

品を、月間で千五百平方メートル製造していますが、今回の新工場建設により製造能力が約三倍になるそうです。

今回の㈱ストーンワークスの新工場建設は、今まであまり利用価値のなかったシラスを有効利用でき、ヒートアイランド現象等で悩む都市部への販路拡大も見込めることなどから、今後の地域産業の発展に大きく寄与されることが期待されます。

新工場は、本町野方西谷の近くに、敷地面積九千九百五十平方メートル、建物面積千四百五十平方メートルの規模の工場が建設される予定です。

届け出の必要な土地取引

■ 次の条件を満たす土地取引に当たっては届け出が必要です。

取引の形態

- 売買
 - 交換
 - 営業譲渡
 - 譲渡担保
 - 代物弁済
 - 共有持分の譲渡
 - 地上権・賃借権の設定・譲渡
 - 予約完結権・買戻権等の譲渡など
- (※これらの取り引きの予約である場合も含みます。)

取引の規模（面積要件）

- ① 都市計画区域
..... 5,000㎡以上
- ② 都市計画区域以外の区域
..... 10,000㎡以上

一団の土地取引（事後届出制の場合）

個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が左記の面積以上となる場合(「買いの一団」)には届け出が必要です。

買いの一団



売る人	(土地)	買う人
甲さん	(い)	Aさん
乙さん	(ろ)	
丙さん	(は)	
丁さん	(に)	

(い+ろ+は+に)が取引の規模(面積要件)の面積を超える場合は、届け出が必要です。

土地取引には

届け出が必要です

〈問い合わせ先〉 大崎町役場 企画財政課 ☎ 76-1111 (内線 221)